

障害者作業施設設置等助成金

障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主が、その障害者が障害を克服し、作業を容易に行えるよう配慮された施設等又は改造等がなされた設備の設置・整備を行う(貸借による設置・整備を含む。)場合に、その費用の一部を助成するものです。

第1種作業施設設置等助成金(作業施設、作業設備等の設置)

申請できる事業主

- ① 障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業所の事業主であって、その障害者が障害を克服し作業を容易に行うことができるよう配慮された施設又は改造等がなされた設備(以下「作業施設等」という。)の設置・整備(購入により行う場合に限る)を行う事業所の事業主。
- ② 作業施設等の設置・整備を行わなければ、支給対象障害者の雇入れ又は雇用の継続が困難と機構が認める事業所の事業主。
- ③ 過去に作業施設設置等助成金等の支給対象となった障害者が離職している場合、離職者の離職年月日後に当該支給対象となった障害者の補充がなされていない場合等は、この助成金の新規の申請はできません。

支給額

| 対象となる障害者 | 助成率 | 限度額 |
|---|-----|--|
| ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・中途障害者 ※上記の障害者である在宅勤務者 | 2/3 | ・障害者1人につき450万円 ・作業設備の場合 障害者1人につき150万円 (中途障害者に係る職場復帰のための設備の設置又は整備の場合1人につき450万円) ・短時間労働者(重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者を除く)である場合 1人につき上記の半額 (1事業所あたり一会計年度につき4,500万円) |

第2種作業施設設置等助成金(作業施設、作業設備等の賃借)

申請できる事業主

- ① 障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業所の事業主であって、作業施設等の設置・整備(リース等、賃借により行う場合に限る)を行う事業所の事業主。
- ② 作業施設等の設置・整備を行わなければ、支給対象障害者の雇入れ又は雇用の継続が困難と機構が認める事業所の事業主。
- ③ 過去に作業施設設置等助成金等の支給対象となった障害者が離職している場合、離職者の離職年月日後に当該支給対象となった障害者の補充がなされていない場合等は、この助成金の新規の申請はできません。

支 給 額

| 対象となる障害者 | 助成率 | 限 度 額 | 支給期間 |
|---|-------|--|------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・中途障害者 <p>※上記の障害者である在宅勤務者</p> | 2 / 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者 1 人につき月13万円 ・作業設備の場合 障害者 1 人につき月5万円 (中途障害者の場合は一人につき13万円) ・短時間労働者 <p>(重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者を除く)である場合の限度額は1人につき上記の半額</p> | 3年間 |